

13 環境省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答) xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1320010	地方公共団体が有する一般廃棄物処理施設から排出される廃棄物に係る廃棄物としての取扱についての規制の緩和		「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃殻、汚泥、ふん尿、廃油、炭酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固状又は液状のもの(放射線物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。		一般廃棄物の処理責任者である地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣(一般廃棄物に限る)を当該地方公共団体が盛土構造物を製造するための盛土材料として再利用する場合は、当該焼却残渣の処理方法(中間処理を除く)を廃棄物処理法に基づく(廃棄物)とせず(自利用)、又は他人に有償で譲渡するなどができないために不要になったものの処分としてではなく、廃棄物処理法の上位法である循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等)のうち有用なものを利用して取り扱うこととする。	エネルギー消費量の少ない一般廃棄物(焼却残渣)の有効利用を促進して、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。 具体的には、焼却残渣の処理責任者である地方公共団体が当該焼却残渣を盛土構造物を製造するための盛土材料として自ら利用することにより、一般廃棄物の最終処分費および再生利用に伴うエネルギー消費量の削減を図ることが可能になる。また、製造した盛土構造物を隣接発電に利用することにより、国の炭素の課題である自然エネルギーの拡大を図ることが可能になる。	C	廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分になせとぞんじに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を前に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要である。したがって、御提案の焼却残渣が、再生後自ら利用又は有効利用が考えられる物である。再生前においてそれ自体が自利用又は有効利用がされない物であるから、廃棄物として規制する必要があり、当該物の再生は(廃棄物の処理として)扱う必要がある。 また、当該廃棄物の製造業と併せて一般廃棄物の焼却灰を加工処理したものの、大量の加工物を放置させて生活環境保全上の支障を生じさせた事業も発生しているところである。 以上のことから、御提案に特例として対応するのは困難である。		1 0 1 0 0 1 0	株式会社日本環境カ ルシウム研究所	神奈川県	環境省	
1320020	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条後段		現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境衛生等が定まる基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物として、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装リサイクル事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することにより再商品化義務を行っている。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を促し、再商品化にかかるコストの低減を図りつつある。また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料削減に關しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル系リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけを認めている。これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本理念を定める「循環型社会形成推進基本法」の理念の循環的な利用及び処分が当たっては、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(サーマルカバリー)の順でこれを行うという基本原則に照るものである。		1. 容器包装リサイクル法第2条6項における分別基準適合物について環境省令第2条8項の二に規定されている分別基準適合物の定義が「再商品化手法の一を専ら」、①個別特性が顕著に異なる種類ごとの②バッチャーから採る③時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その前年から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することにより公平な費用負担とする④高い環境負荷低減効果がある⑤コスト削減の促進を図る等の手法を活用する。以上の点を達成することを目指す。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的な費用負担し、プラスチックをより高効率かつリサイクルへつさせCO2の削減を促進することを旨とする。その非合理的な部分は、1. 自治体の選別施設と再商品化施設との2段階で選別がなされており非効率なコストがかかる。各リサイクル手法に關した素材コストの分別を減らすことにより製品単価が高止まらない。2. 自治体が分別基準適合物以外のものを分別しきれないから、その分別コスト負担を兼ねて分別収集を実施しない焼却灰(発生廃棄物)を処理する。3. 自治体で分別した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化手法に加工することで必ずしも焼却・回るケースがある。以上の点でありこれらの解消によって合理的なリサイクル手法の状況、合理的な分別収集の実施が促し、社会的総費用の低減およびCO2の削減を期している。	C	III	1 分別基準適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に委託して選別される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならぬよう、市町村が行う別の段階において再商品化を行い再商品化に係る費用を低減させたものを再商品化の対象として扱うこととしたものである。 つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に於いて、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考え、本提案内容は、現実には、その実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかの評価が不十分であり、コスト削減の十分な検証がなされないまま、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考え。 また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、問法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実施し再商品化を行う事業に委託すること、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととして、本提案を認める場合には、特にこれと認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。従って、コスト削減の十分な検証がなされないまま、特例による規制緩和を行うことは適切ではないと考え。 したがって、本提案に当たっては、以上の点を解消し、特定事業者の理解を得ることができる旨の具体的なかつ合理的な説明がなされる必要がある。		1 0 1 2 0 1 0	株式会社エコーテック、明内工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省	
1320030	廃棄物系のバイオマスの資源の収集・運搬等の許可要件の緩和		一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、当該業を行うおとする区域(運搬のみを業として行う場合)にあっては、一般廃棄物の積出しを行う場合に限る。を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)自ら再生利用の目的を有する一般廃棄物からの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。		(提案内容) 一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町村との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。	(提案理由) 一般廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業に、(一)一般廃棄物の剪定枝等のバイオマスは確保し存在するが、再生利用事業を安定的に実施するうえで産地市町村をまたぐ広域的な取組が必要であるが、現状では「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」において、食品系バイオマス法における再生利用事業計画の認定を受けたもののみ収集運搬業許可を不要としているが、剪定枝の肥料化等の事業化取組と支援を必要とする。 事業者計画の策定・責任主体は、廃棄物からのシラ、堆肥等の製造事業者を想定しており、責任の所在を明確にしたうえで、計画を策定する。 ・知事が事前に許可権限を持つ関係市町村と十分に調整を図ったうえで、食品リサイクル法における特例措置に準じ、主務大臣が計画認定等を行うスキームにより、市町の意向を反映させる。 ・国産品の一般廃棄物に関する再生利用指定制度では、市町によって再生利用が確保できるものも認められるが、認定が定められておらず、限定があることから、広域的に取組を進めるうえで事業者が複数の市町と個別に調整する必要があり、時間や手続面で事業者の負担感が大きい。	D	都道府県知事は関係市町村と十分に調整を図ることにより、既存の再生利用指定制度(再生利用されることが確定であると市町村が認めた一般廃棄物のみ)の処理を業として行う者であつて市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる制度)を活用して広域的な取組を行うことが可能である。 なお、提案理由に、市町によって再生利用が確保であるとする品目が統一されておらず、限定があることであるが、再生利用指定制度は、その制度の活用等が広域市町村の裁量に委ねられ、むしろ地域の実情に応じた柔軟な運用が求められる。以上のことから、まずは既存制度の活用を検討したい。		1 0 3 0 0	兵庫県	兵庫県 環境省		

13 環境省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	採択提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1320040	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識		狩猟者の確保を図るため、銃猟免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する	〔提案内容〕 ・ 狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃砲の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持を要しない銃器」については、既に銃器の安全な取扱いが完了していることであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 ・ 捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可者に狩猟免許の取得を促すために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることからも、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。 〔提案理由〕 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調査を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。 免除するのは銃撃(検定)の実施視点にかかわらず普通である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱色)であり、実際の猟野での差違を想定した試験項目(団体行動の場合の銃撃の保持・受け渡し、休憩時の銃撃の取扱等)については従来どおり実施したうえで、試験実施手続の簡素化を行うことにより、受験者の負担軽減を図る。 ・ 技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものと考え、	C	Ⅲ	銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱色」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を得ることを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を高める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。また、銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当府庁においても再度確認が必要がある。		1 0 3 9 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省
1320050	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けず特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第8条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。		農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の一部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ等)に関して、「わな」による捕獲をすることができなくなる。 ※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の軽減を狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする	〔提案内容〕 ・ 鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増減して農林業被害を生じさせている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなによる捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けなくとも捕獲できる特例を設ける。 ・ 他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わな)に限定を規定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 〔提案理由〕 狩猟後回収直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。 ・ 猟師のみならず高齢者により規制による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による誤射を回避するためにも、区域等を限定した「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき	C	I	鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を招きかねないこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の富集効果等につながる可能性がある。 農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。		1 0 3 9 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省
1320060	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)でも銃によるシカの捕獲をできるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。		農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大規模な等により捕獲したシカの止めしめ等について、夜間の銃の使用を可能とする	〔提案内容〕 日没後及び日没後に禁止されている銃猟について、大規模捕獲な等により捕獲したシカの止めしめ等、打たせぬなどにより安全性を確保できるものについては、夜間において銃器の使用を可能とする。これにより安全性を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できることにより早期に農林業被害の減少を図る。 〔提案理由〕 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調査を行っているが実効性確保に課題を抱えている。一方、捕獲隊員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。 ・ 夜間でも十分な灯火により工事等の様々な社会活動が行われており、対象鳥獣を別別し、安全に銃撃できる基準のもとで実施可能である。 ・ 射撃を行った場所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている	C	I	現行制度においても、止めしめ時の事故、転倒時や弾詰りによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事例を踏襲し一部が認められない夜間における銃猟については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。		1 0 3 9 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省
1320070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設あり方に係る基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項(「風力発電施設の設置、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったことである。		自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると考えられる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する	〔提案内容〕 本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら特定地域(わな)について、その導入を再計画(調査)決定することを考えている。このため、よい風条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を進める。 〔提案理由〕 ・ 国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。 ・ その一方で、自然公園法施行規則において、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。	C	Ⅲ	我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、また、国民全体の財産でもある。 再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の質が維持されることが前提となる。 風力発電については、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。 特別地域においては、これまで不明瞭等の指摘があった許可基準について、本年3月に作成した「技術的ガイドライン」で明確にしたこと。 このことから、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は、自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。		1 0 3 9 0 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省